

# 互助会だより



「東平」(新居浜市)

2019年  
(平成31年)

1月号

第121号

- ◆年頭のごあいさつ ..... ②
- ◆新役員・新評議員決まる! ..... ③
- ◆知っておきたい 退職後の互助会事業 ..... ④
- ◆Q&A ..... ⑦
- ◆共済グループ保険等の募集結果 ..... ⑧

# 年頭の ごあいさつ



一般財団法人愛媛県市町村職員互助会  
会長 武智 邦典



## 新年あけまして おめでとうございます。

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい平成31年の新春を寿ぎ、お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本会の事業運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月に開催されました第128回理事会におきまして会長にご推挙をいただき、その重責を担うこととなりました。

今日の互助会を取り巻く極めて厳しい情勢の中、その使命の重大さを痛感し、本会の目的であります市町村職員等の福利厚生事業発展のため、諸課題に取り組む所存でございます。

本会は、会員の皆様の互助制度の組織として昭和57年に発足し、平成25年には一般財団法人に移行いたしております。これまで公共の福祉の向上に寄与するとともに、会員の皆様方の期

待に沿うべく逐次事業内容の充実を図り、在職中はもとより、退職後も安心して加入することができる退職者医療給付事業など、皆様方のご協力をいただきながら事業の推進に努めてまいりました。

昨今、年金、医療などの社会保障制度をはじめ、公務員の定年年齢の延長などが検討されておりますので、これらの動向を注視しながら、会員とその家族の皆様の福利厚生事業発展のため、役職員力を合わせて努力を尽くしてまいります。

本年も本会事業の円滑な運営のため、皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさついたします。



# 賀正



- 〔会長〕 武智 邦典（伊予市長）
- 〔副会長〕 菅 良二（今治市長）
- 〔副会長〕 戸田 光文（西条市職員）
- 〔理事〕 高門 清彦（伊方町長）
- 〔理事〕 魚崎 松芳（宇和島市職員）
- 〔理事〕 上田 昌宏（伊方町職員）
- 〔監事〕 岡本 靖（松前町長）
- 〔監事〕 上本 隆弘（砥部町職員）
- 〔評議員〕 宮脇 馨（上島町長）
- 〔評議員〕 加藤 章（東温市長）
- 〔評議員〕 管家 一夫（西予市長）
- 〔評議員〕 山内 貴志（新居浜市職員）
- 〔評議員〕 井関 文彦（松山市職員）
- 〔評議員〕 和田 雅志（久万高原町職員）
- 〔評議員〕 野田 裕久（愛媛大学法文学部教授）
- 〔評議員〕 池田 正司（元松山市職員）
- 〔評議員〕 白石 孝夫（愛媛県市町村職員年金者連盟会長）
- 〔評議員〕 玉井 信正（愛媛県市町村職員共済組合事務局長）

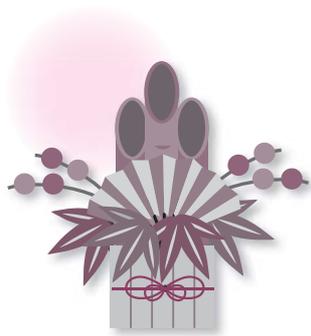
外職員一同

## 新役員・ 新評議員決まる！

愛媛県市町村職員共済組合の任期満了に伴う組合会議員選挙に伴い、本会の理事3人、評議員2人、監事1人が平成30年12月19日付けをもって辞任され、平成30年12月開催の第34回評議員会において、後任の役員、評議員が選任されました。

また、同月開催の第128回理事会において会長及び副会長が選定されました。

評議員の任期は、平成33年6月開催の定時評議員会まで、理事及び監事の任期は平成32年6月開催の定時評議員会までです。



### 役員



会長  
武智 邦典



副会長  
菅 良二



副会長  
戸田 光文



理事  
高門 清彦



監事  
岡本 靖



理事  
魚崎 松芳



監事  
上本 隆弘



理事  
上田 昌宏

### 評議員



評議員  
宮脇 馨



評議員  
加藤 章



評議員  
管家 一夫



評議員  
山内 貴志



評議員  
井関 文彦



評議員  
和田 雅志



評議員  
池田 正司



評議員  
白石 孝夫



評議員  
玉井 信正

### 退任された役員及び評議員

- 理事 岡原 文彰(宇和島市長)
- 理事 神田 紀香(新居浜市職員)
- 理事 河本 一(砥部町職員)
- 監事 瀬川 幹雄(松山市公営企業局職員)
- 評議員 山内 武弥(八幡浜市職員)
- 評議員 中平 大介(松野町職員)

この度、退任されました役員、評議員の方々には、任期中のご尽力に対し心から感謝申し上げます。

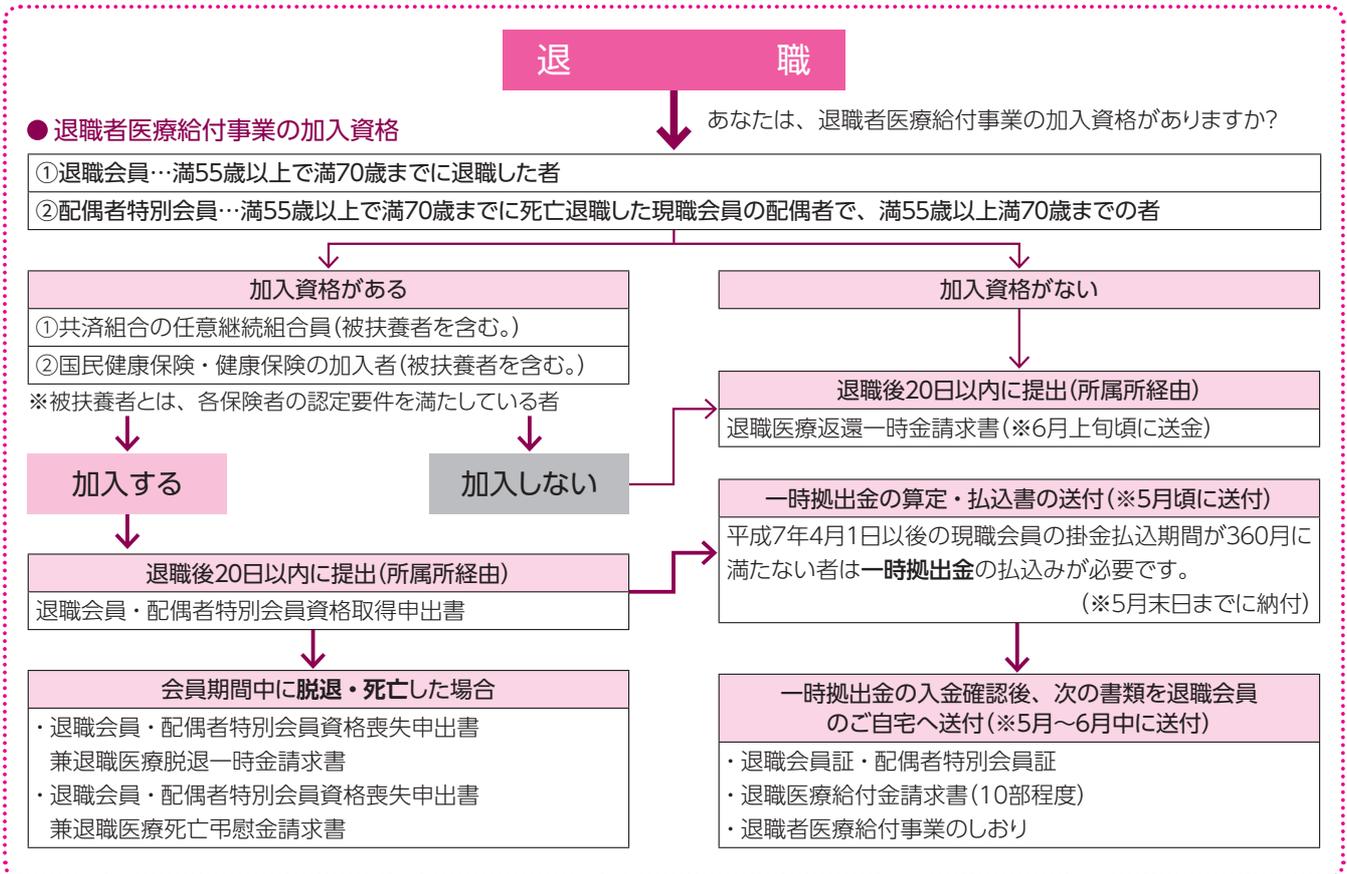
# 知っておきたい 退職後の互助会事業

本年度も共済組合と共催で、退職予定者相談会を昨年8月から県内10か所で開催しています。  
相談会では、互助会の退職者医療給付事業と共済グループ保険等の退職後の継続加入手続についてご説明し、個別に相談を受けております。概要は次のとおりです。

## 1 退職者医療給付事業

### 加入手続

退職者医療給付事業に「加入する」か「加入しない(加入できない)」のいずれかによって、次の手続が必要となります。



### 一時拠出金の算定

[参考事例：平成30年3月31日に60歳で退職された場合の一時拠出金の額]

一時拠出金の算定	一時拠出金 (A)	316,000円	× $\frac{1.5}{1000}$ × 84月 = 39,816円 (360月-平成7年4月分以後の掛金払込月数)
	一時拠出金 (B)	※一時拠出金算定の基礎となる給料の額	
	控除額 (C)	5,000円 × 年 円	(満60歳を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。)
	退職餞別金 (D)	(5,000円×6年) + (8,000円×3年) + 円(特例) = 54,000円	(平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職餞別金を差し引きます。)
	一時拠出金払込額 (A+B-C-D)	(A) 39,816円 + (B) 45,504円 - (C) 円 - (D) 54,000円 = 31,320円	

※ 一時拠出金の算定の基礎となる給料の額は、次のうちいずれか少ない額となります。

- ア 退職日の属する月の掛金の標準となった給料の額
- イ 毎年1月1日における現職会員の掛金の標準となった給料の平均額=平均給料月額  
(平成30年1月1日における平均給料月額 316,000円)

### 会員期間

退職会員又は配偶者特別会員の資格を取得した日から、満70歳に達した日の属する月の月末までの間となります。

## 1 退職医療給付金の内容

退職会員又は配偶者特別会員が満60歳に達した日から満70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(満70歳に達している者を除く。)が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が**1件につき7,000円を超えるとき**、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

**【事例】** 退職会員、配偶者特別会員及びその被扶養者が支払った1件当たりの医療費に係る給付内容  
 ※高額療養費57,600円に該当する者で、12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合

医療費(自己負担額)	57,600円	共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者	国民健康保険又は協会けんぽの被保険者及びその被扶養者
	25,000円	共済組合から高額療養費が支給	国民健康保険又は協会けんぽから高額療養費が支給
	7,000円	共済組合から附加給付等が支給	互助会から退職医療給付金が支給
		自己負担	自己負担
		↓	↓
		退職医療給付金=18,000円	退職医療給付金=50,600円

### 給付金の種類

- ① 退職会員の診療に係る給付……本人医療給付金    ② 配偶者特別会員の診療に係る給付……配偶者特別医療給付金  
 ③ 被扶養者の診療に係る給付……家族医療給付金

### ● 給付金請求の取扱い

受診者ごとに退職医療給付金請求書を作成し、次の必要書類を添付のうえ、互助会へ提出してください。
① 領収書……受診者氏名、受診年月、医療機関名、受診科、受診区分及び保険適用の自己負担額がわかる領収書(領収印が押印されているもの)(写し可)
② 高額療養費該当者…給付された高額療養費額のわかる医療保険者からの支給決定通知書の写し
③ その他……医療機関において「限度額適用認定証」若しくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用した場合、その認定証の写し

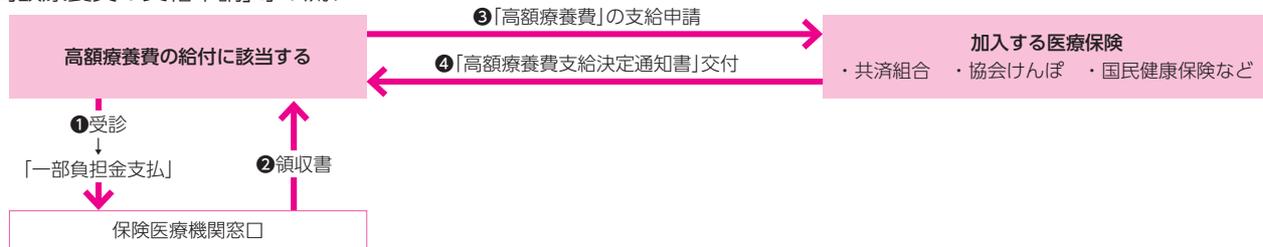
### ● 1件の取扱い等

区 分	取 扱	例
① 診療を受けた医療保険制度ごとに1件	医療保険制度を異にして診療を受けた場合は、医療保険制度ごとに1件	同じ月に愛媛県市町村職員共済組合と国民健康保険を利用し、診療を受けた…2件
② 診療を受けた月ごとに1件	月の初日から末日までの診療についての1か月を1件	同じ医療機関での診療が2か月にわたったとき…2件
③ 診療を受けた医療機関ごとに1件	同じ月に医療機関を異にして診療を受けた場合は、医療機関ごとに1件	同じ月にA病院、B病院で診療を受けた…2件(複数科を有するA病院において、複数科にわたって診療を受けたときは1件)
④ 入院と通院の場合は、それぞれ1件	同じ月に同じ医療機関で入院と通院による診療を受けた場合は、入院、通院ごとそれぞれ1件	同じ月に入院-通院-入院…2件
⑤ 医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件	同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋による保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件	受診した医療機関の処方箋により、保険薬局に薬代を支払った…2件

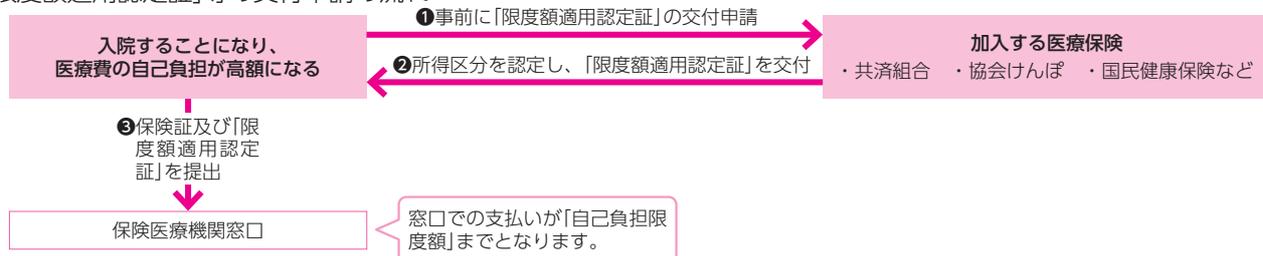
### ※ 給付対象外

① 室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)、② 入院時における食事療養標準負担額、③ 受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診)

### ※ 「高額療養費の支給申請」等の流れ



### ※ 「限度額適用認定証」等の交付申請の流れ



## 2 退職医療返還一時金の内容

現職会員が退職又は死亡退職した際に、退職会員の資格取得要件を満たさないとき又は資格取得要件はあるが退職会員となることを希望しなかったとき、次の①及び②に掲げる金額の合算額を給付します。

- ① 平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数(6月末満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき5,000円を乗じた額。
- ② 平成18年4月1日以後の現職会員であった期間の年数(6月末満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき2,000円を乗じた額。

【事例】 昭和57年4月1日に会員の資格を取得した者が平成30年3月31日に退職した場合の退職医療返還一時金の額

①5,000円×11年=55,000円 ②2,000円×12年=24,000円  
退職医療返還一時金の額(①+②)=79,000円

## 2 厚生事業(退職後の共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金)

### 退職継続者の取扱い

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等	
共済グループ保険	団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合	元組会員と配偶者(※こどもの加入はできません。) 満80歳6か月まで継続加入ができません。改めて次の4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・450万円コース ・250万円コース ・200万円コース	○退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を經由して一括払込みとなります。 (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び療養給付プラン) ○退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料308円/月(消費税8%込)を振り替えます。(初回:退職した年の12月) (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度及び重病克服支援制度)	
	団体定期保険プラス	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者 [元組会員] ・500万円コース ・250万円コース [配偶者] ・400万円コース ・200万円コース		
	医療保障保険	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者(※こどもの加入はできません。)		退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入ができません。
	医療費支援制度	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者(※こどもの加入はできません。)		退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入ができません。
	重病克服支援制度	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者		退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満71歳6か月まで継続加入ができません。
	療養給付プラン	翌年1月以降の継続加入はできません。	—		—

※加入に当たっては、退職時に加入していた保険金額の範囲内で各コースを選択することになります。

※口座振替及び配当金に係るご案内等の事務につきましては、業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が取り扱います。

なお、口座振替ができない月が2か月続くと「脱退」扱いとなりますので、ご注意ください。

がん保険	退職時の加入内容で終身加入することができます。退職した年の未払い保険料は、所属所を經由して一括払込みとなります。 (※商品により、4月～10月分、5月～11月分) その後の保険料は、1年分の一括前納となります。(※毎年10月に互助会から加入者あてに保険料の払い込みの案内をします。)
互助会積立年金	退職をもって積立は終了しますので、加入されている方は、一時金あるいは年金として受け取られるかご検討ください。 ①「一般型」の加入者はア～ウから選択、組み合わせてください。 ②「個年型」の加入者はア又はイのいずれか1つを選択してください。 ア 年金受け取りコース(10年、15年、20年確定年金・10年、15年、20年保証期間付終身年金) イ 一時金受取コース ウ 「一時払退職後終身保険」加入コース(一般型加入者のみ) ※年度末退職の方には、毎年1月中に、積立年金の払込満了のご案内(満了日、予想積立金額と払込保険料額など)をお送りしますので、お受取方法の参考にしてください。

**Q 災害見舞金について教えてください。**

**A** 平成30年7月西日本豪雨災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

**災害見舞金の支給基準**

現職会員が水震火災その他の非常災害により、

- その住居又は家財の5分の1以上が焼失し又は滅失したとき
- 床上浸水したとき

に災害見舞金として50,000円を給付します。

**請求手続**

災害見舞金に該当する場合は、「互助会給付金請求書」に次表の区分に掲げる書類を添付して、所属所担当課を経由して互助会へご請求ください。写真は、表札を含めたもの及び被害の程度がよく分かるものを数枚添付してください。

り災・被害の程度	添付書類		
	り災証明書(写)	写真	り災明細書
住居又は家財の5分の1以上のり災	○	○	○
床上浸水	○	○	—

なお、愛媛県市町村共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員である現職会員で、共済組合の災害見舞金に該当する場合は、共済組合への請求書の提出をもって互助会への請求があったものとみなし給付を行いますので、互助会への請求手続は不要です。

※共済組合の災害見舞金の支給基準

- 住居又は家財の3分の1以上のり災
- 床上浸水30cm以上

**Q 私は、現在養子縁組をし、養父母と同居しておりますが、先日実父が亡くなりました。死亡弔慰金の給付を受けることができますか？**

**A** 養子縁組をしている場合、養父母が給付対象となりますので、実父母について給付を受けることはできません。

**死亡弔慰金の支給基準**

死亡弔慰金は、現職会員又はその配偶者、子、実父母及び被扶養者が死亡したとき、次の区分により給付します。

①現職会員本人が死亡したとき …… 30,000円

**「遺児奨学一時金」もあわせてチェック**

死亡した現職会員と生計を同じくしている18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子(就労している子は除く。)がある場合は、一子につき、100,000円を遺児奨学一時金として給付します。

②現職会員の配偶者、子、実父母(養子縁組をしているときは、養父母)及び被扶養者が死亡したとき …… 10,000円



③現職会員又はその配偶者が死産(4月以上)したとき …… 10,000円

**注意事項**

※夫婦がともに現職会員で、そのいずれかの者が死亡又は死産した場合は、重複して支給はしません。

※子とは、18歳未満の同居又は未婚の者をいいます。

**給付事業**

請求を忘れていませんか？

互助会では、現職会員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、祝金や見舞金など13の給付を行っています。もし、請求をお忘れの場合は、該当所属所の事務担当者に申し出て請求してください。

なお、給付を受ける権利は、その事由発生月から2年以内に請求しなければ時効によって消滅しますので、ご注意ください。

# がん保険・共済グループ 保険の募集結果

がん保険(平成30年11月から適用)につ  
きましては、平成30年6月～7月に、共  
済グループ保険及び積立年金(平成31年  
1月から適用)につきましては、平成30  
年8月～9月にかけて募集いたしまし  
た。

募集にあたりましては、公務ご多忙の  
中、格別のご理解とご協力を賜りました  
ことに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆様が在職中のみな  
らず退職後におきましても安心して生活  
できるよう、また少しでもお役に立てる  
よう充実した制度にしたいと思っており  
ますので、ライフプランをご計画される  
際には、是非ご検討ください。

ご参考までに、平成31年1月1日現在  
の共済グループ保険等の加入状況を次表  
のとおりお知らせします。



## 加入状況

(平成31年1月1日現在)

区 分		加入者数(人)	保険金等(千円)	月額保険料(円)	
がん保険	会 員	2,274	—	7,259,877	
共 済 グ ル ー プ 保 険	団体定期 保険	組合員	7,006	132,261,000	34,392,345
		配偶者	1,610	7,083,000	2,028,625
		子 供	1,068	3,408,000	443,040
		計	9,684	142,752,000	36,864,010
		ボーナスコース	3,733	32,990,000	34,219,760
	団体定期 保険プラス	組合員	4,740	24,280,000	4,316,338
		配偶者	879	1,924,000	329,152
		計	5,619	26,204,000	4,645,490
		ボーナスコース	2,496	15,580,000	13,698,100
	療養給付プラン		1,267	102,089	2,374,800
	医療保障 保険	組合員	3,198	13,240	6,603,774
		配偶者	590	2,564	1,347,571
		子 供	532	2,378	532,486
		計	4,320	18,182	8,483,831
	医療費 支援制度	組合員	2,831	71,750	1,393,373
		配偶者	414	10,525	227,569
子 供		165	4,125	60,720	
計		3,410	86,400	1,681,662	
重病克服 支援制度 (主契約)	組合員	3,658	5,874,000	4,659,194	
	配偶者	613	862,000	652,832	
	計	4,271	6,736,000	5,312,026	
積立年金	月 払	一般型	344	936 口	1,872,000
		個年型	747	2,496 口	4,992,000
		計	1,091	3,432 口	6,864,000

### 表 紙 に よ せ て

#### 「東平」(新居浜市)

新居浜市内から車で約40分、海拔750mに位置する東平(とうなる)は、かつて別子銅山の採鉱本部が置かれていた場所です。

当時、東平には、採鉱事務所、索道停車場、貯鉱庫などのほか、社宅、学校、劇場などの施設も整備され、最盛期には約5,000人が生活していました。昭和43年の東平坑の閉坑により、人の出入りはなくなりましたが、平成6年にマイントピア別子東平ゾーンとして歴史資料館などが整備され、産業遺産観光の場として再生を遂げました。近年は「東洋のマチュピチュ」とも称され、多くの観光客で賑わっています。

※マイントピア別子東平ゾーンは12月1日～翌年2月末日 休館

### 互助会の概況

(平成30年度11月末現在)

・所属所数	42
・会員数	現職会員数 14,835 人 退職会員数 3,422 人
・被扶養者数	17,726 人
・平均給料月額	311,693 円